高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 31 日
厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について、令和８年２月 12 日（木）から同年３月 13 日（金）まで御意見を募集したところ、２件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	私は、高次脳機能障害者自助グループで代表を務める当事者です。自助グループ活動を通じて、これまで多くの当事者と家族の声にふれてきました。その経験から、以下について強く要望いたします。 これまでの活動の中で、高次脳機能障害の知識のない支援者、十分な説明を受けていない当事者や家族があまりに多いことを感じています。そのことは、余計なトラブルや精神的負担につながります。これを解決するためには、高次脳機能障害の更なる普及が必須と考えます。 まず、高次脳機能障害当事者の実態調査を国が実施することを希望します。当グループでは独自に当事者と支援者を対象としたアンケート調査を広く行い	御意見については、参考とさせていただきます。 なお、実態把握に関連して、厚生労働省においては様々な調査等により、高次脳機能障害者の方も含め、生活の実態やニーズの把握を行っています。 また、ピアサポートに関連して、高次脳機能障害者支援法により新設される高次脳機能障害者支援センター等では、医師や専門職のほか当事者等

	ました。当事者はアンケートに非常に協力的で意欲的であり、自分のことを伝えたいと思っている人が多いことがわかりました。現時点で 60 人程度から回答をいただいていますが、しかし、アンケートに協力したいにもかかわらず空欄のままのものや提出できていない人が約 100 人にのぼりました。この取り組みによって、高次脳機能障害者当事者にアンケートを実施することは大きな工夫と労力を要することがわかりました。 　高次脳機能障害者が調査に回答するためには、例えば、字が読めないために誰かが質問文を読み上げることや、字が書けないために代筆を要する当事者は多いです。加えて、質問内容を解説する必要があったり、回答すべき紙面上の場所を指し示したりといった対応をすることもありました。人によっては、アンケートの中の特定の用語にこだわってしまい進まないことや、考えているうちに質問内容を忘れてしまうこともありました。こうしたアンケートを完了するまで回答のサポートを受けられなかった（声をあげられない）当事者が多くいることがわかり、このことが高次脳機能障害者の実態把握を難しくしている一因と考えます。 　一般的なアンケートではとても成り立たない性質があるので、実態調査の方法や実施から当事者が参画することが必須であると考えます。支援の施策立案のために、高次脳機能障害者の実態を把握するための調査を、極めて丁寧に聞き取る方法で、国として行うことを希望します。 　次に、現場の実態を、高次脳機能障害者の支援法に携わる自治体職員の方に知っていただきたいです。自治体職員の方に、”業務として” 自助グループなどの当事者の生活の現場に来ていただく仕組みができるとよいと思います。 　最後に、高次脳機能障害者支援センターの中に、ピアサポーターを配置することを希望します。高次脳機能障害の症状や生活目標は個人ごとに大きく異な	を対象とした高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等も行うこととしています。

	ります。当事者同士だからこそできるエンパワメントや向き合い方があることを、これまでの自助グループを運営する中で実感してきました。そのために、高次脳機能障害者ピアサポーターを仕組み化することを提案します。	
2	省令案を支持しますが、高次脳機能障害者の支援を進める中で、働かせ過ぎを防ぎ、働けない・働きたくない人の生活保証を強化すべきです。 高次脳機能障害は記憶・注意・判断力の障害で、障害ではないまでも心の病気と同様に理解されにくいです。本人が働きたいからと言って働かせていいわけではありません。働けない・働きたくない人がダメな訳ではなく、それも一つの選択として生活を保証すべきです。それでないと格差は広がるばかりです。省令改正で就労継続支援の利用条件を緩和し、強制的な就労圧力をなくすルールを追加してください。居宅介護・グループホームの報酬を優先的に引き上げ、生活支援を充実させてください。これで、すべての障害者が自分らしい生活を送れます。省令案に反映を強く求めます。	本省令は高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、精神保健福祉士法第７条第４号における「厚生労働省令で定める施設」に高次脳機能障害者支援センターを追加するとともに、その他省令について用語の整理を行うものとなります。いただいた御意見については、参考にさせていただきます。